

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和4年3月31日付けで専決処分したので報告し承認を
求める。

令和4年 6月 9日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭
和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条
第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 4 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 1 0 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第 3 項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第21条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。